



2023年6月29日

各位

会社名 株式会社ネットプロテクションズホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 柴 田 紳  
(コード番号 7383 プライム市場)  
問合せ先 取締役 C F O 渡 邊 一 治  
電 話 03-4530-9235

### 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、2023年6月29日開催の取締役会において、下記の通り、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議しましたので、以下の通りお知らせします。

－ 記 －

#### 1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	2023年7月20日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 23,998株
(3) 発行 価 額	募集株式1株につき322円
(4) 発行 総 額	7,727,356円
(5) 割 当 予 定 先	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。） 3名 23,998株
(6) そ の 他	本新株発行については、発行価額の総額が10百万円以下となりますので、有価証券届出書、有価証券通知書について、いずれも提出していません。

#### 2. 本新株発行の目的及び理由

当社は、2022年5月30日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、2022年6月29日開催の第4期当社定時株主総会において、本制度を導入すること、本制度に基づき譲渡制限付株式の付与のために対象取締役に対して年額12百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、対象取締役に対して発行又は処分される譲渡制限付株式の総数は年24,000株以内とすること、本制度に基づき割り当てられる譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の割当日から退任する日までの間とすること等につき、ご承認をいただいています。

今般、当社取締役会は、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘

案し、割当予定先である対象取締役3名（以下「割当対象者」といいます。）に対し、当社第5期定時株主総会から2024年6月開催予定の当社第6期定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、本新株発行につき金銭報酬債権合計7,727,356円を支給することを決議すると共に、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、本新株発行を行うことを決議しました。なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的向上の実現に向けてのインセンティブの付与及び株主価値の共有を実現するため、下記3.の通り、譲渡制限期間は退任する（当社の監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役のいずれでもなくなったことをいうものとし、以下同様とします。）日までとしています。また、各割当対象者に対する金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結すること等を条件として支給します。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本割当契約の概要は以下の通りです。

#### （1）譲渡制限期間

譲渡制限期間は、2023年7月20日から退任する日までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）とし、割当対象者は、本譲渡制限期間中は、割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする（以下「譲渡制限」といいます。）。

#### （2）譲渡制限の解除

当社は、割当対象者の退任が当社の取締役会が正当と認める理由による退任であることを条件として、本割当株式の全部（ただし、下記（3）②により本割当株式の全部又は一部を当社が無償取得する場合にはその無償取得後の残部）について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

#### （3）本割当株式の無償取得

- ①当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ②また、譲渡制限付株式の割当てを受けた割当対象者が、当社の取締役会が本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会までに退任した場合には、2023年7月から割当対象者の退任の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超えるときは1とします。）に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本割当株式を当社が無償取得することができるほか、非違行為があった場合等、本割当契約に定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部又は一部を無償で取得することができる。

#### （4）株式の管理

本割当株式について、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、当社が定める証券会社に、割当対象者が専用口座を開設し、管理される。なお、当該証券会社は大和証券株式会社を予定している。

#### (5) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日を含む月から当該組織再編等の効力発生日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株発行の発行価額については、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の直前営業日の終値322円としました。本新株発行に係る発行価額は、特に有利な価額とはいえ、合理的であると考えています。

以 上